

の聯合會

五 機關

地方支部及び青年聯合會の機關を抄録し、中々、機關を取つたものは、一般に示す。

(1) 全國大會

A. 議員一定の比率(普通は半以上)の青年同志より比率を小くとも以て、代表の員を提出す。

B. 党加入を決議し、党大會の承認を要する青年同志組合又は青年同志組合は、全國の組織を聯合又は一定資格(例へば組合員二十名以上)の青年同志組合は、党の全國大會へ各々若干名の代表者を出席せしめらるるを得。

C. 党の全國大會へ於て承認を得たる青年同志、婦人同志及その他の青年同志團體を各々若干名の代表者と出席せしめらるるを得。但し、代表者の選出の比率は聯合代表者のより愈度なるを得。

(2) 中央部

A. 中央執行委員會

中央執行委員會の組織は、全國大會の決議による。

B. 中央執行委員會

中央執行委員會の組織は、全國大會の決議による。中央執行委員會は、中央執行委員會の組織を決定する。

(以下東京の例による)

(一) 青年同志聯合會

青年同志聯合會の組織は、全國大會の決議による。

青年同志聯合會の組織は、全國大會の決議による。青年同志聯合會は、青年同志聯合會の組織を決定する。

青年同志聯合會の組織は、全國大會の決議による。青年同志聯合會は、青年同志聯合會の組織を決定する。

青年同志聯合會の組織は、全國大會の決議による。青年同志聯合會は、青年同志聯合會の組織を決定する。

青年同志聯合會の組織は、全國大會の決議による。青年同志聯合會は、青年同志聯合會の組織を決定する。

青年同志聯合會の組織は、全國大會の決議による。青年同志聯合會は、青年同志聯合會の組織を決定する。

青年同志聯合會の組織は、全國大會の決議による。青年同志聯合會は、青年同志聯合會の組織を決定する。